入札説明書

令和８年札幌市告示第3763号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　告示日

令和８年10月２日（金）

２　契約担当部局

〒060－0051　札幌市中央区南１条東１丁目大通バスセンタービル１号館３階

札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課（電話011－211－2982）

３　入札に付する事項

(1)　調達案件の名称

令和８年度札幌市子ども・子育てに関する市民アンケート調査回答の集計・分析業務

(2)　調達案件の仕様等

仕様書による。

(3)　履行期間

契約締結の日から令和９年３月31日（水）までとする。

(4)　入札方法

入札金額は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

４　入札参加資格

(1)　地方自治法施行令第167 条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　令和８～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。

(3)　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

(4)　札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年４月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(5)　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
(6)　札幌市内に本店又は支店等を有すること。
(7)　調査項目に自由記載を含み、かつ回答件数が5,000件以上の地方公共団体が発注した調査・集計分析業務の履行実績を過去10年で２回以上有するもの。

５　入札書の提出方法等

(1)　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記２に同じ。
なお、入札説明書等は以下の札幌市公式ホームページからダウンロードすることができる。
(https://www.city.sapporo.jp/kodomo-mirai/nyuusatsu/r8kodomokosodatechosashukebunseki.html)

(2)　入札書の提出期限
令和８年10月16日（金）14時00分（送付の場合は必着）

(3)　開札の日時及び場所
日時　令和８年10月16日（金）14時30分
場所　札幌市中央区南１条東１丁目　大通バスセンタービル１号館３階
札幌市子ども未来局内事務室

(4)　入札書の提出方法
入札書は、別紙１の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出に当たっては以下に留意すること。
ア　入札書を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和８年10月16日（金）14時30分開札「令和８年度札幌市子ども・子育てに関する市民アンケート調査回答の集計・分析業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記２宛てに５(2)の期日までに提出しなければならない。
イ　入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和８年10月16日（金）14時30分開札「令和８年度札幌市子ども・子育てに関する市民アンケート調査回答の集計・分析業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記２宛てに５(2)の期日までに届くように送付しなければならない（必着）。また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず、外封筒に入れて送付すること。なお、電子メール、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
ウ　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5)　本件の仕様書等に対する質問及び回答
ア　受付期限
令和８年10月８日（木）17時15分までに質問書（別紙２）にて、電子メールにより提出すること。件名は「令和８年度札幌市子ども・子育てに関する市

民アンケート調査回答の集計・分析業務の入札に関する質問」とすること。なお、来庁・電話による質問は受け付けない。

イ　質問書の送付先

札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課

メールアドレス：kodomo.jisedai@city.sapporo.jp

ウ　回答

回答は、令和８年10月13日（火）以降に、ホームページで公開する（質問を行った法人名等は公表しない）。なお、受付期限までに到着しなかった質問については、回答しない。また、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

(6)　入札の無効

ア　本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第８項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ　札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにも関わらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(7)　入札の延長等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア　入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ　天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ　調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(8)　代理人による入札

ア　代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしたうえで、入札書とともに委任状（別紙３）を送付又は持参により提出しなければならない。

イ　入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9)　開札

ア　開札は、上記５(3)の場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ　入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙３）を提示しなければならない。

エ　入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ　開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とする。再度の入札についても、送付又は持参による。

６　その他

(1)　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金 免除

(3)　契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(4)　契約書作成の要否 要

(5)　落札者の決定方法

ア　落札者の決定

札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ、下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ　同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が２名以上あるときには、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ　入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して３日以内（土曜日、日曜日及び休

日を除く。）に上記４に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（別記「入札参加資格審査資料の提出について」参照）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ　入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6)　入札者に要求される事項

ア　この一般競争入札に参加を希望する者は、上記４に揚げる入札参加資格を有することを証明する書類（別記参照）を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ　入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(7)　落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア　契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ　契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ　入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ　その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(8)　免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに申出書（別紙４）を提出しなければならない。

(9)　契約書の作成

ア　競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその５日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ　上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

エ　市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(10)　契約条項

契約書案（別添）のとおり

(11)　入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定めている条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア　提出場所

上記２に同じ

イ　その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

別記　入札参加資格審査資料の提出について

（入札説明書６(5)ウの「入札参加資格の審査」に係る提出書類は次のとおり。）

１　事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（様式１）
２　競争入札参加資格認定通知書（写し）
３　調査項目に自由記載を含み、かつ回答件数が5,000件以上の地方公共団体が発注した調査・集計分析業務の履行実績を過去10年で２回以上有することがわかる書類（契約書の写し及び調査報告書等）
４　事業協同組合等にあっては、組合員名簿（様式問わず）